

# 長野県国民保護計画

令和6年1月

長野県

# 目 次

<b>第1編 総論</b>	1
<b>第1章 基本理念、県の責務、計画の位置づけ、構成等</b>	1
1 基本理念	1
2 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ	1
3 県国民保護計画の構成	2
4 県国民保護計画の見直し、変更手続	2
5 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	3
<b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b>	3
<b>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</b>	5
1 関係機関の事務又は業務の大綱	5
2 関係機関の連絡先	7
<b>第4章 県の地理的、社会的特徴</b>	8
<b>第5章 県国民保護計画が対象とする事態</b>	12
1 武力攻撃事態	12
2 緊急処理事態	16
<b>第2編 平素からの備えや予防</b>	19
<b>第1章 組織・体制の整備等</b>	19
<b>第1 県における組織・体制の整備</b>	19
1 県の各部局における平素の業務	19
2 県職員の参集基準等	19
3 国民の権利利益の救済に係る体制整備	20
4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等	21
<b>第2 関係機関との連携体制の整備</b>	22
1 基本的考え方	22
2 国の機関との連携	22
3 他の都道府県との連携	22
4 市町村との連携	23
5 指定公共機関等との連携	24
6 ボランティア団体等に対する支援	25
<b>第3 通信の確保</b>	25
<b>第4 情報収集・提供等の体制整備</b>	27
1 基本的考え方	27

2	警報等の通知に必要な準備	27
3	市町村における警報の伝達に必要な準備	28
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
5	市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	30
6	被災情報の収集・報告に必要な準備	30
7	市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	30
<b>第5章</b>	<b>研修及び訓練</b>	<b>31</b>
1	研修	31
2	訓練	31
<b>第2章</b>	<b>避難及び救援に関する平素からの備え</b>	<b>32</b>
1	避難に関する基本的事項	32
2	救援に関する基本的事項	33
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	34
4	交通の確保に関する体制等の整備	35
5	避難施設の指定	35
6	市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	36
<b>第3章</b>	<b>生活関連等施設の把握等</b>	<b>37</b>
<b>第1章</b>	<b>生活関連等施設の把握等</b>	<b>37</b>
1	生活関連等施設の把握	37
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	38
3	市町村における平素からの備え	39
<b>第2章</b>	<b>県が管理する公共施設等における警戒</b>	<b>39</b>
<b>第4章</b>	<b>物資及び資材の備蓄、整備</b>	<b>39</b>
1	基本的考え方	39
2	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	40
3	県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	41
4	市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	41
<b>第5章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	<b>41</b>
1	国民保護措置に関する啓発	41
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	42
3	市町村における国民保護に関する啓発	42
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>	<b>43</b>
<b>第1章</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	<b>43</b>
1	事態認定前における警戒・対策本部等の設置及び初動措置	43
2	国民保護対策本部に移行する場合の調整	44
3	市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	44

<b>第2章 県対策本部の設置等</b>	4 4
1 県対策本部の設置	4 4
2 現地調整所の設置	4 7
3 通信の確保	4 7
<b>第3章 関係機関相互の連携</b>	4 8
1 国の対策本部との連携	4 8
2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	4 8
3 自衛隊の部隊等の派遣要請等	4 9
4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	5 0
5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	5 1
6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	5 1
7 県の行う応援等	5 1
8 ボランティア団体等に対する支援等	5 2
9 住民への協力要請	5 3
<b>第4章 警報及び避難の指示等</b>	5 3
<b>第1 警報の通知及び伝達</b>	5 3
1 警報の通知等	5 3
2 市町村長の警報伝達の基準	5 5
3 緊急通報の発令	5 6
<b>第2 避難の指示等</b>	5 7
1 避難措置の指示	5 7
2 避難の指示	5 8
3 避難の方法の基本的考え方	6 3
4 武力攻撃事態等の類型等の避難の指示の考え方	6 5
5 県による避難住民の誘導の支援等	6 8
6 避難実施要領	7 1
7 避難所等における安全確保等	7 6
<b>第5章 救援</b>	7 6
1 救援の実施	7 6
2 関係機関との連携	7 7
3 救援の内容	7 8
4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	8 0
5 救援の際の物資の売渡し要請等	8 1
<b>第6章 安否情報の収集・提供</b>	8 2
1 安否情報の収集	8 3
2 総務大臣に対する報告	8 3
3 安否情報の照会に対する回答	8 3
4 日本赤十字社に対する協力	8 4

5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準	8 5
<b>第7章 武力攻撃災害への対処</b>	8 5
<b>第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方</b>	8 5
<b>第2 生活関連等施設の安全確保等</b>	8 6
<b>第3 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</b>	8 8
<b>第4 NBC攻撃による災害への対処等</b>	9 1
<b>第5 応急措置等</b>	9 3
1 退避の指示	9 3
2 知事、市町村長の事前措置	9 4
3 警戒区域の設定	9 5
4 応急公用負担等	9 5
5 消防に関する措置等	9 6
<b>第8章 被災情報の収集及び報告</b>	1 0 0
<b>第9章 保健衛生の確保その他の措置</b>	1 0 1
1 保健衛生の確保	1 0 1
2 廃棄物の処理	1 0 2
3 文化財の保護	1 0 2
<b>第10章 国民生活の安定に関する措置</b>	1 0 3
1 生活関連物資等の価格安定	1 0 3
2 避難住民等の生活安定等	1 0 5
3 生活基盤等の確保	1 0 6
<b>第11章 交通規制</b>	1 0 7
<b>第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理</b>	1 0 8
<b>第4編 復旧等</b>	1 1 2
<b>第1章 応急の復旧</b>	1 1 2
1 基本的考え方	1 1 2
2 ライフライン施設の応急の復旧	1 1 2
3 輸送路の確保に関する応急の復旧等	1 1 3
<b>第2章 武力攻撃災害の復旧</b>	1 1 3
1 基本的考え方	1 1 3

<b>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	113
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	114
2 損失補償、実費弁償及び損害補償	114
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	114
4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	114

<b>第5編 緊急対処事態への対処</b>	116
-----------------------	-----

1 緊急対処事態	116
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	116

<b>用語解説</b>	117
-------------	-----